#### 要求書受領に係る対応概要(支部・青年部)

課所等名    日時		場所	出几	<b>常者</b>	発言要旨				
<b>林川寺</b> 石	다 바	物の	当局	職員団体	2626				
総務課	令和4年7月4日(月) 17:45~17:50 (5分間)	留萌開発建設部 第2会議室	部長 平井 康幸	全北海道開発局労働組合留萌支部副執行委員長 関口 智也書記長 高松 洋	<ul><li>○職員団体側 2023年度勤務条件改善に関する要求を取りまとめたので、要求書を提出する。</li><li>○当局側 交渉議題等については、予備交渉において整理することとしたい。</li></ul>				

注 ホームページへ掲載の際は、要求書を添付

留萌開発建設部

部 長 平 井 康 幸 殿

全北海道開発局労働組合留萌支部 執行委員長 加 藤 健

### 2023年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減による厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量に対応するため、劣悪な勤務条件の下、開発事業推進に日々努めています。

超過勤務の縮減や健康安全管理など、職員の勤務条件を改善するためには、業務改善はもちろん、定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等の改善が必要であることは言うまでもありません。2023年度予算概算要求期に当たり、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求を取りまとめましたので、貴職におかれては、組合の意見を十分に聴くとともに、職場実態を十分把握し、本省等関係機関への働きかけを含め当局の責任において勤務条件改善の努力をされるよう要求します。

#### 要求事項

- 1. 職員の給与水準改善するため、人事院等関係機関へ次のとおり働きかけること。
  - (1)2022年の給与改定勧告に当たっては、職員の月例給与の引上げ勧告を行うこと。特に、 初任給を中心とする若年層における民間賃金との格差を踏まえること。なお、較差の配 分については、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。
  - (2)一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引き上げること。
  - (3)諸手当については、次のとおり改めること。また、別紙「諸手当の改善について」のとおり改善すること。
    - ① 社会経済情勢の変化、職員の職務や生活実態を踏まえて改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めること。
    - ② 別紙の特殊勤務手当について改善すること。
  - (4)再任用職員の給与制度については、生活関連手当の支給をはじめ、その経済的負担や定 年前職員との均衡を考慮して改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合 意に基づいて行うこと。
- 2. 新型コロナウイルス感染症への対応について
  - (1)新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職場の実態を踏まえた感染防止対策や安全確保を強化するとともに、勤務条件を改善すること。特に、在宅勤務やテレワークの課題等を把握し、必要な対応策を講じること。
- 3. 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次のとおり進めること。
  - (1)必要な定員を確保するとともに、当面の要員不足解消に必要な非常勤職員を雇用すること。 なお、新たな定員削減の実施に当たっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施し ないこと。
  - (2) 超過勤務を縮減するため、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ち に実施するとともに、事前の超過勤務命令を徹底すること。

- (3) 超過勤務時間の上限規制の取扱いの厳格化を図り、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
- (4) 超過勤務の着実な縮減に向け、本省等関係機関に対し積極的役割を果たすよう働きかけるこ と。
- (5)1か月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する手当の割増率を引き上げること。あわせて、超過勤務手当の全額支給の徹底について必要な対応を図ること。
- (6)テレワークをはじめとする労働の柔軟化について、公務職場における働き方の実態を踏まえた制度とすることを基本に、制度・運用の改善や各種手当の検討などを行うこと。 その際、公務員連絡会との十分な交渉・協議を行うこと。
- (7)「勤務間インターバル」を確保すること。
- (8)家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。
- (9)国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえた人事院規則等の改正について、公務員連絡会との交渉・協議を踏まえて措置すること。
- (10)妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、休暇を取得しやすい職場環境の整備を行 うとともに、民間の動向等を踏まえ、更なる制度の改善を図ること。また、出生サポー ト休暇については、職場の実態を把握し、必要な対応を図ること。
- 4. 職員の雇用と年金の確実な接続を図るため、次のとおり改善すること。
  - (1)希望する職員全員のフルタイム官職の再任用をすること。
  - (2)やむを得ず短時間勤務の官職に再任用となった場合も、諸手当の支給や官舎入居など勤務諸条件にフルタイム官職との差を生じさせないこと。
- 5. 職員の処遇を改善するため、組織(機構)関係について次のとおり進めること。
  - (1)組織の統廃合の実施に当たっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。
  - (2)級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
  - (3)事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。
  - (4) スタッフ制を拡大すること。
  - (5)部局上席専門官・専門官・開発専門職等を拡大すること。
- 6. 職員の処遇を改善するため、級別定数関係について次のとおり進めること。
  - (1)行(一)関係
    - ① 部局課長補佐・上席専門官の5級枠を拡大すること。
    - ② 専門官・係長・開発専門職の4級枠を拡大すること。
    - ③ 開発専門職・主任の3級枠を確保すること。
    - ④ 再任用職員の上位級定数枠を確保すること。
  - (2)行(二)関係
    - ① 現行標準職務表を改正し、部下数制限を撤廃すること。当面は、5.4級について部下数の一層の緩和を行うこと。
    - ② 一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。当面は、必要在級 年数の緩和を行うこと。
- 7. 非常勤職員の処遇を改善するため、次のとおり進めること。
  - (1)同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員の給与を引き上げること。また、休暇制度等についても、常勤職員との均衡を基本として改善するよう努力すること。
  - (2) 改正後の「非常勤職員の給与に関する指針」等に基づき、着実な待遇改善に努めること。
  - (3)新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非常勤職員への雇用・待遇等に影響することのないようにすること。

- (4) 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切に運用し、必要な措置を講じること。
- (5) 非常勤職員(期間業務職員)の雇用に当たっては、雇用期間満了後も正規の手続きに基づき継続雇用すること。
- (6) 非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取組みを踏まえ、制度の抜本的改善に向けて努力すること。
- 8. 職場及び宿舎環境を改善するため、別紙の庁舎・宿舎等について修繕等を行うこと。
- 9. 職員の安全管理を徹底するため、別紙の建設機械・船舶等について更新等を行うこと。
- 10. 職員の健康安全管理を徹底するため、特別健康診断経費等について次のとおり確保すること。
  - (1)人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康 診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。
  - (2)人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。
- 11. 職員の健康安全管理を徹底するため、福利厚生施策について次のとおり進めること。
  - (1)心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に推進することとし、ストレスチェックや「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。
  - (2) ハラスメントについて、その防止に向けて、一層有効な対策を着実に推進すること。 パワーハラスメント対策については、人事院規則10-16に基づき適切に対処すること。 特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務によって、職員が行政サービス利用者等 から負荷を受けることがないよう配慮すること。
- 12. 工事諸費等事務費について改善を図るとともに、予算を確保し、超勤縮減方策をはじめとする業務改善方策が十分実行できるようにすること。特に、転居を伴う赴任旅費について、次のとおり改善すること。
  - (1)旅費法を改正し、移転料の定額を増額すること。
  - (2)対象外経費となっている項目について、対象経費とすること。
  - (3) 当面、実費支給となるよう財務大臣協議を行うこと。
  - (4) 実費支給のための請求手続を簡素化すること。
- 13. 女性公務員の採用等の推進について
  - (1)女性国家公務員の採用・登用・職域拡大の着実な推進に向け、努力すること。
- 14. 障がい者雇用について
  - (1)障がい者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう環境整備を図るなど、使用者としての責任を適切に果たすこと。
- 15. 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所について
  - (1)寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう指導すること。
  - (2) 北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

#### 別紙「諸手当の改善について」

イ. 扶 養 手 当 支給範囲を拡大し、支給額の引上げを行うこと。

ロ. 通 勤 手 当 全額実費支給し、全額非課税とすること。また、交通用具利用者

に対する支給額を改善すること。

ハ. 住 宅 手 当 支給範囲を拡大し、支給額の引上げを行うこと。

ニ. 寒冷地手当 寒冷地手当法を維持すること。また、生活実態に合った支給水準

を確保すること。

ホ. 地 域 手 当 適用地域区分及び支給率の改善を図ること。

へ. 膼翳科・樹科・大給率の改善を行うこと。

ト. 特 地 手 当 適用基準を緩和し、支給割合の引上げを行うこと。

チ. 宿日直手当 支給額の引上げを行うこと。

リ. 単身赴任手当 適用範囲の拡大を行うとともに支給額の引上げを行うこと。

# (様式1) 定 員 要 求 調 書

另订	紙	
7511	术口	
13 3	1124	

	職員配	置数	(2022.	6.1現在)	202	3年度定員増力	<b>四要求数</b>	
	行(	<u>—)</u>	行(二)	合 計	行	(-)	合 計	備  考
課所	事 務	技 術			事 務	技術		
経理課	1 2 (3)			12(3)	2		2	物品・管財ST、出納ST
								の業務繁忙
契約課	12(1)			12(1)	2		2	工事ST、需品STの業務
								繁忙
						E 2-		短時間再任用1
留萌開発事務所	4 (1)	17(5)		21(6)	1		1	指導員の減に伴う定員要求
								(重要物品管理、損傷等対応
								による業務繁忙)
幌延河川事務所	2 (1)	7 (2)		9(3)	1	1	2	事務は専門官減、技術は専
				E 5000 0 000 0 000				門官欠による業務繁忙

# (様式2)機械・船舶等要求調書

						増・	更別	被更新	対象機械		要求	区分		
機	械	名	規	格	配置個所	増強	更新	規格	管理番号	増強・更新の理由	新規	継続	備	考
連	絡 車		4 ×	4	留萌開発事務	0				慢性不足・林道等		R 3	SUV	
					所					悪路走行困難のため				
※全道	道連絡車要	求全般								車高が低く雪の堤防				
										など条件によっては	0			
										走れない場合がある				
										ので、車高の高い車				
										種にして欲しい(R				
										VR、XVスポーツ				
										など)				

# (様式3~1) 施設改善要求調書 (区分) 官庁営繕

												要求	区分	
課 所	改善区分	要	求 内	容	要	求	額	要	求	理	由	新規	継続	備
留萌開発建設部	特別修繕等	トイレ	洗面台蛇	口の混合				来庁者含	め庁舎内	勺でのこ	コロナ感染の			on I
		水栓セン	サー付に改	女修				不安から非	接触型に	改修し	て欲しい。		R 3	
		S= 9.1								-				
		各トイ	レ洗面台	の液体石		HC -63K	- =	来庁者含	め庁舎内	勺でのコ	コロナ感染の			オートソー
		鹸入れの	オートセ	ンサー化				不安から非	接触型に	して欲	にしい。	0	-	ディスペン
		(非接触型	델)									-		一(消耗品)
		当面、	老朽化し	た女子ト				当面、女	子トイレ	/の石鹸	険ポンプにお			設置でも構?
		イレ洗面	台石鹸ポ	ンプの改				いてプッシ	ュしても	中々出	出ないものを		-	ないので感
		修におい	てオート	センサー				優先的に改	修して欲	てしい。				防止に向ける
51	'	化するこ	とを求める	5.								-		応して欲しい
										-			to to 10	

### (様式3~2) 施設改善要求調書 (区分) 事業営繕

						V-sta							要求	区分		
課所	改善区分	要	求	内	容	要	求	額	要	求	理	曲	新規	継続	備	考
	建替	1 2.2							老朽化が	著しく、	また更	衣室、休養				
幌延河川事務所									室(男・女)	、ロップ	カー室(身	男女)といっ		H30		
	1 4290								た災害対応	を行う	事務所と	して当然備				
									えてあるべ	き施設が	ないたと	り。 (新築が				
									厳しいので	あれば、	增築及7	び改修を)				

## (様式3~3) 施設改善要求調書 (区分) 宿 舎

宿舎名			建築												要求	区分		
所在地	改善	善区 分	年次	戸数	要	求	内	容	要	求 額	要	求	理	由	新規	継続	備	考
幌延河川事務所宿																		
舎	増	築	S 46	7戸	世帯	用宿舎	の確保	尺			世帯用	宿舎が	全く無い	ハため		H27	借上です	与可
幌延町																		
天塩地域農業開発																		
事業所宿舎	増	築	H5	5戸	世帯	用宿舎	の確保	<b>R</b>			世帯用	宿舎が	全く無い	ハため		H30	借上です	与可
					(残っ	ってい	る旧合	宿所				*						
天塩町					部分	分の宿舎	舎化)											
沖見町職員宿舎																		
(二)単身宿舎	補	修	H3	24 戸	水道	蛇口の	更新				老朽化	こしてい	るため			R1		
留萌市																		
沖見町職員宿舎											老朽化	こしてい	るため					
(二)単身宿舎	補	修	H3	24 戸	オー	ル電化	(宿舎部	受備の								R1		
*					電気	調理台	の更新	F										
留萌市																		

# (様式4) 組織(機構)要求調書

現 行	要	求	要	求理	里 由	備	考
技術管理課			技術審査	では審査体制	訓の強化が図		
技術審査スタッフ 専門官 2	技術審査スタッフ	上席専門官1	られ各事業	美部門の担当	当者に技術管		
		専門官1	理課への併	作任が発令、	技術審査室		
			の設置や審	資査体制が引	鱼化された。		
			強化された	業務の内容	字から経験豊		
			富な上席を	求める。			
幌延河川事務所			総務専門	官欠による	る業務繁忙の	※専門官減をされ	れたところ
総務課 総務専門官 1	総務課 総務専門官	<b>主</b> 2	ため増員を	水めていた	とところ、欠	に専門官増を求る	めるが現実
			員を減され	たことから	5、災害対応	的で無い場合は、	、はじめか
			等に問題が	ぎ生じない。	よう、必要な	ら開発専門職で	求めます。
			経験のある	専門官を求	<b>こ</b> める。		
		191					